

愛媛県精密検査実施医療機関等届出実施要領

1 目的

愛媛県健康診査実施要領に基づいて市町が実施する胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診及び乳がん検診については精密検査実施医療機関を、肝炎ウイルス検診については精密検査実施医師を届出制により公表し、各検診の精度管理を図る。

2 実施方法等

- (1) 医療機関及び医師が届出をする場合は、各検診精密検査実施医療機関及び医師届出書〔以下「届出書」という。(様式第1～5)〕を愛媛県生活習慣病予防協議会(以下「協議会」という。)各部長宛に毎年1月31日までに提出する。
- (2) 協議会は、提出された届出書を取りまとめ、協議会各部会(以下「部会」という。)において届出医療機関及び医師を、別記届出基準に基づき精査し名簿を作成する。

3 届出医療機関及び医師名簿の作成等

- (1) 協議会は、上記により作成した届出医療機関及び医師の名簿を、保健所、市町及び検診団体に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。
- (2) 名簿については、医療機関名、診療科名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号を記載する。ただし、肝炎ウイルス検診精密検査実施医師については、医師名、日本肝臓学会専門医及び日本消化器学会専門医の資格も併せて記載する。

4 届出の更新

届出の更新は、原則として年1回実施することとし、更新手続きは、届出手続きに準じて行うものとする。

5 届出に係る事務

精密検査実施医療機関及び医師の届出に関する事務は、愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、各検診精密検査実施医療機関及び医師の届出に関して必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要領は、平成15年2月7日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年11月8日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月31日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年8月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年1月31日から適用する。

(別記)

1 胃がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査として、上部消化管内視鏡検査あるいはX線透視検査が実施できること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町(検診受託機関)へ速やかに返送するなど市町の行う胃がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会消化器がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見胃がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに愛媛県がん登録にも協力すること。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(胃がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 関連の各種学会等への参加を通じて、常に胃がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

2 大腸がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査として、全大腸が観察できること。精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査(二重造影法)の併用による精密検査を実施する。ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施すること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町(検診受託機関)へ速やかに返送するなど市町の行う大腸がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会消化器がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見大腸がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに愛媛県がん登録にも協力すること。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(大腸がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 関連の各種学会等への参加を通じて、常に大腸がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

3 肺がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) または のいずれかに該当すること。
精密検査として、気管支鏡検査及び高分解能CT検査が実施できること。
(社)日本呼吸器学会専門医あるいは呼吸器外科専門医合同委員会認定専門医がいること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町(検診受託機関)へ速やかに返送するなど市町の行う肺がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会肺がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見肺がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに愛媛県がん登録にも協力すること。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(肺がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 関連の各種学会等への参加を通じて、常に肺がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

4 乳がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査として、乳がんマンモグラフィ検査が実施できること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町(検診受託機関)へ速やかに返送するなど市町の乳がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会乳がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見乳がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに愛媛県がん登録にも協力すること。
- (4) 担当医が、愛媛県生活習慣病予防対策講習会(乳がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 関連の各種学会等への参加を通じて、常に乳がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

5 肝炎ウイルス検診精密検査実施医師届出基準

- (1) (社)日本肝臓学会専門医あるいは(財)日本消化器学会専門医であること。
- (2) 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町(検診受託機関)へ速やかに返送するなど市町の行う肝炎ウイルス検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会に報告されることについて了承すること。
- (3) 発見肝がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに愛媛県がん登録にも協力すること。
- (4) 愛媛県生活習慣病予防対策講習会(肝がん予防対策講習会)を受講すること。
- (5) 関連の各種学会等への参加を通じて、常に肝がん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。